

# 青森中央短期大学「人を対象とする研究倫理」ガイドライン

## 目的

このガイドラインは、青森中央短期大学（以下「本学」と表記）の内外で行う、人を直接の対象とし、個人からその人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等を収集・採取して行われる研究活動（以下「人を対象とする研究」と表記）を行うすべての者（以下「研究者」と表記）の行動、態度の倫理的ガイドラインを示すものである。

## 1. 研究の基本

人を対象とする研究を行う者は、生命の尊厳および個人の尊厳を重んじ、科学のおよび社会的に妥当な方法・手段で、その研究を遂行しなければならない。

- (1) 本学の研究者が人を対象とする研究を行う場合は、法令、所轄庁の告示、指針等を遵守しなければならない。
- (2) 研究の実施に際しては、対象者の人権の尊重が最も重要であり、科学のおよび社会的利益よりも優先しなければならない。
- (3) 研究者が、個人の情報、データ等の収集・採取を行う場合、安心・安全な方法で行い、提供者の身体的、精神的負担および苦痛をできるかぎり与えないよう努めなければならない。
- (4) 研究および研究に関連する業務に従事する研究者は、役割を遂行するために必要な教育、訓練を受けていること、または当該研究を実施した経験を有しなければならない。

## 2. 定義

このガイドラインにおいて、個人から収集・採取する人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等（以下「個人の情報、データ等」と表記）とは、個人の思考、行動、個人環境、身体等に係る情報およびデータや、人ならびに人由来の材料およびデータ（血液、体液、組織、細胞、遺伝子、排泄物等）をいう。

- (1) 「提供者」とは、研究のため個人の情報、データ等を提供する者をいう。
- (2) 「個人情報」とは、氏名・生年月日・住所・電話番号・電子メールアドレス、その他の記述、又は在籍番号・受験番号その他の符号で本人を識別できるものをいう（「学校法人青森田中学園における個人情報保護の基本方針」より）。

## 3. 研究者の説明責任

研究者が、個人の情報、データ等を収集・採取するときは、研究者は、提供者に対して研究目的、研究成果の発表方法など、研究計画について事前に分かりやすく説明しなければならない。

研究者は、個人の情報、データ等を収集・採取するにあたり、提供者に対し何らかの身体的、精神的な負担、苦痛あるいは危険性を伴うことが予見される場合、その予見される状況をできるだけ、事前に分かりやすく説明しなければならない。

#### 4. インフォームド・コンセント

研究者が、個人の情報、データ等を収集・採取するときは、事前に提供者の同意を得なければならない。

- (1) 「提供者の同意」には、個人の情報、データ等の取扱および発表の方法などに関する事項を含むものとする。
- (2) 研究者は、提供者から当該個人の情報、データ等の開示を求められたときは、これを開示しなければならない。
- (3) 研究者は、提供者が同意する能力がないと判断される場合は、本人に代わりうる者からの同意を得なければならない。
- (4) 提供者からの同意は、原則として文書でもって行う。何らかの身体的、精神的な負担、苦痛あるいは危険性を伴うことが予見される場合には、同意については必ず文書でもって行わなければならない。研究者は、同意に関する記録を適切な期間保管しなければならない。
- (5) 研究者は、提供者が同意を撤回したときは、その情報、データ等を廃棄しなければならない。
- (6) 研究者は、研究活動が終了した後は、収集・採取した個人の情報、データ等を直ちに廃棄しなければならない。ただし、第2項に基づく開示を求められることが予想される場合、氏名を特定しうる個人の情報、データ等については5年間を目安とした適切な期間、保存しなければならない。

#### 5. 第三者への委託

研究者が第三者に委託して、個人の情報、データ等を収集する場合は、本ガイドラインの趣旨に則った契約を交わして行わなければならない。

研究者は、提供者から要求があった場合は、研究目的などを提供者に直接説明しなければならない。

#### 6. 授業等におけるデータ収集及び採取

教員が、授業、演習、実技、実験・実習等、教育実施の過程において、研究のために受講生から個人の情報、データ等の提供を求めるときは、研究実施よりも前に、受講生の同意を得なければならない。

教員は、個人の情報、データ等の提供の有無により、受講生に成績評価において不利益を与えてはならない。

## 7.研究計画等の審査

本学において、人を対象とする研究を行う研究者による研究の実施計画、公表計画等(以下「研究計画等」という。)の審査は、研究(申請)者からの事前の申請書、研究計画書およびその他の添付資料に基づき、倫理審査部会で行うものとする。審査に当たっては、別途定められた青森中央短期大学研究審査部会運営要領に基づき審査を実施する。

ただし、倫理的に大きな問題はないと考えられる次のいずれかに該当する研究は、倫理審査申請を行わなくても差し支えないものとする。

- (1) 法律の規定に基づき実施された調査データのみを使用する研究
- (2) 資料として既に連結が不可能で、匿名化されている情報のみを用いる研究
- (3) 自治体等から研修のため派遣された者が、自らの担当業務に係わる資料のみを使用し、本学において個人が匿名化されている情報のみを用いる研究
- (4) 他の研究機関の研究者との共同研究であって、本学以外の研究機関内で倫理審査及びそれに類するものを通過している研究

※ 上記(1)～(4)いずれの場合も、外部調査実施前に所属学科の長に書面と口頭の双方により調査内容に関する報告をすること。

## 附則

- (1) このガイドラインに関する事務は、研究支援課の担当とする。
- (2) このガイドラインの改正は、研究活動推進委員会の議を経て行う。
- (3) このガイドラインは、2014年4月1日より施行する。
- (4) このガイドラインは、2015年4月1日より改定・施行する。